

2021年3月24日

日本旅行共済会会員の皆様へ

日本旅行共済会理事長

2020年度（第27期）決算に関する理事会の開催報告について

日本旅行共済会理事会が3月19日（金）に理事7名・監事2名出席のもとに開催され、内容について、以下の通りご報告いたします。

1. 2020年度決算について

社内ホームページをご覧ください。

2. 日本旅行共済会事業運営規則の改定について

年度収支が、2019年▲11,654千円、2020年度収支▲15,006千円とマイナスが年々増大しており、このままでは共済会の運営が立ちいかなくなることより、2020年12月23日の予算理事会での意見を元に検討をし、育児休業給付金と介護休業給付金の給付率の改定について、次の通り決定しました。

(1) 内容

<育児休業給付率>

【現 行】				⇒	【改 定 後】		
期 間	雇用保険	共済会	合 計		雇用保険	共済会	合 計
1ヶ月～6ヶ月	67%	13%	80%		67%	0%	67%
7ヶ月～18ヶ月	50%	30%	80%		50%	17%	67%

<介護休業給付率>

【現 行】				⇒	【改 定 後】			
期 間	雇用保険	共済会	合 計		期 間	雇用保険	共済会	合 計
1ヶ月～3ヶ月	67%	13%	80%		93日まで	67%	0%	67%
4ヶ月～12ヶ月	-	60%	60%		94日～365日	-	60%	60%

※給付率改正施行日（2021年4月1日）以降、休業を開始した会員から適用

(2)改定に伴う事業運営規則対照条文は、別紙を参照下さい。

以 上